

確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率の一部を改正する件（案）に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和2年3月25日
厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課

令和2年1月30日付で「確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率の一部を改正する件（案）」の告示案に対する意見募集を行いました。その結果、本件に関する御意見はございませんでした。御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

1. 実施期間等

- (1) 募集期間：令和2年1月30日（木）から令和2年2月28日（金）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- (3) 提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、郵送、FAX

2. 意見募集結果

本件に関する御意見：0件（本件とは直接関係のない御意見が2件）

3. 本件に関するお問い合わせ先

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課
電話：03-5253-1111（内線 3324）